

静交 令 4 第 3 2 号
令和 4 年 1 1 月 2 日

手形交換加盟銀行
交換母店様

一般財団法人 静岡県銀行協会
静岡手形交換所

令和 4 年台風第 14 号にかかるとる災害等に対する
手形交換に関する特別措置の終了時期について

標記の災害に伴う特別措置につきましては、令和 4 年 9 月 21 日付静交令 4 第 26 号によりご連絡申しあげておりますが、今般、高知県銀行協会から、同県内の関係手形交換所における同措置の終了時期を令和 4 年 10 月 21 日（金）とする旨の通知がありましたので、ご連絡申しあげます。

交換母店におかれましては、関係各参加店にもご連絡願います。

代理交換受託金融機関におかれましては、委託金融機関にもご連絡願います。

以 上